

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。  
なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

8 年 8 月 13 日

埼玉県自動車税事務所長

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 送達する書類名 | 国税徴収法第54条及び同法131条の規定に基づく書類 |
|---------|----------------------------|

[illegible]

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。